

7 電子入札システム故障等の対応		電子入札で参加申込み後、電子入札システムの故障等により入札書の提出ができなくなった場合は、紙入札参加への変更ができるものとする。 紙入札の参加申請期限：令和8年2月26日 午後5時まで (再入札の場合は令和8年2月27日 午後5時まで)		
8 入札参加資格確認通知日時		(1) 電子入札で参加する場合 令和8年2月24日 正午まで (2) 紙入札で参加する場合 入札参加資格等の要件を満たさなかった者のみに入札参加資格対象外通知書により通知する。		
9 契約条項及び設計図書等の閲覧	契約条項	建設部 建設監理課		
	設計図書等	本公告日の午前9時から令和8年2月27日の正午まで指宿市ホームページに掲載する。		
	電子データの貸出	無		有
10 設計図書等への質問	提出方法	メール又はFAXで受付 ただし、提出は設計図書等に対する質問書(第4号様式)によるものとする。 ※様式は指宿市ホームページに掲載 メール又はFAX送信後は電話にて発信の旨伝えること。		
	提出先	総務部 財政課 財産契約係 メール zaisei@city.ibusuki.jp FAX 0993-24-3826 TEL 0993-22-2111		
	提出期限	令和8年2月18日 午後5時15分まで		
11 設計図書等の質問への回答方法等		質問書受理後、令和8年2月20日午後5時までにメールにより全者に回答		
12 現場説明の日時及び場所		無	日時 場所	有
13 入札書及び工事費内訳書の提出受付期間・場所等		入札書を提出する際は、工事費内訳書を併せて提出すること。 ※工事費内訳書等の様式は指宿市ホームページに掲載 (1) 電子入札で参加する場合 期間： 令和8年2月25日 午前9時から 令和8年2月27日 午前9時まで 入札書提出先： かがしま県市町村電子入札システム (2) 紙入札で参加する場合 期間： 開札日時30分前から開札日時直前まで 入札書提出場所： 指宿市役所 指宿庁舎2階 財政課内 ※入札書の右上に任意のくじ番号(3桁)を記載してから、封書にして提出すること。		
14 代理入札(紙入札の場合)		代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。		
15 開札日時	日 時	令和8年2月27日 午前9時30分から		
	場 所	指宿市役所 指宿庁舎2階 財政課内		
16 再度入札及び再々度入札		本件が落札されない場合は、次のとおり再度入札又は再々度入札を実施する。ただし、入札執行者が不落札を決定した場合はこの限りでない。 1 再度入札 (1) 再度入札書の提出受付期間 ① 電子入札で参加する場合 期間： 令和8年2月27日 午後2時から 令和8年3月2日 午前9時まで 入札書提出先： かがしま県市町村電子入札システム ② 紙入札で参加する場合 日時： 開札日時30分前から開札日時直前まで 入札書提出場所： 指宿市役所 指宿庁舎2階 財政課内 (※入札書は封書にして提出すること。) (2) 開札日時・場所 日時： 令和8年3月2日 午前9時30分 場所： 入札書提出場所 2 再々度入札 再々度入札の実施を決定した場合は、本件入札参加者に日時等を通知する。		

17 入札保証金	免除
18 最低制限価格	有（最低制限価格は、指宿市建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱（平成30年指宿市告示第102号。令和5年4月1日改正）により設定する。）
19 低入札価格調査に係る格 調査基準価格	無
20 入札書記載金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
21 無効入札	次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) 入札に参加する資格がない者がした入札 (2) 記名押印がない入札書による入札（紙入札の場合に限る。） (3) 入札参加申込書を提出していない者がした入札 (4) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認し難い入札書による入札（紙入札の場合に限る。） (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札（紙入札の場合に限る。） (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札（紙入札の場合に限る。） (7) 同一事項について2通以上の入札をした者の入札又は紙入札参加者が電子入札によりした入札 (8) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をしてした入札（紙入札の場合に限る。） (9) 指宿市電子入札実施要綱（平成21年指宿市告示第114号）第7条に規定する禁止行為をした者の入札 (10) 談合その他の不正な行為があったと認められる入札 (11) 工事費内訳書が未提出又は未提出であると認められる場合の入札 (12) その他入札条件に違反したと認められる者のした入札
22 落札者の決定	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
23 契約保証金	契約金額の100分の10以上（ただし、契約金額が500万円以下の場合を除く） 契約保証の手段は次のいずれかの方法とする。 (1) 契約保証金（金銭） (2) 利付国債 (3) 銀行等の保証 (4) 前払保証事業会社の保証 (5) 公共工事履行保証証券による保証 (6) 履行保証保険契約の締結
24 前金払	有（ただし、指宿市会計規則（平成18年指宿市規則第39号）第44条の規定に基づくものとする。）
25 落札後の契約書等の提出	落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、契約書並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。ただし、当該届出書の提出を要しないと認められるときは、この限りでない。 なお、期間が経過した場合は、落札者が、契約の締結をしない旨を申し出たものとみなす。
26 工事に係る資材の再資源化等	この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考にして、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用等を積算した上で入札すること。また、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、分別解体の方法等を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うものとする。
27 注意事項	(1) 主任技術者及び監理技術者は、入札参加申込日以前3か月以内に雇用された者ではないこと。 (2) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない（地方自治法施行令第167条の8第3項）。 (3) 入札結果の公表は、指宿市ホームページへの掲載及び総務部財政課での閲覧とする。